

申請期限：令和3年3月31日まで

住宅再建支援制度をご存じですか？

東日本大震災の津波により被災した世帯の方々が、市内で住宅を建設・購入された場合、取得経費や資金借入に伴う利子相当額を補助します。

1. 対象となる方

- (1) 東日本大震災の津波により被災した世帯の方（ただし、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業などの復興事業対象者を除く）
- (2) 全壊、大規模半壊の方及び半壊で住宅を解体した方
- (3) 被災後、市内に自ら居住するための住宅を建設・購入された方
- (4) 被災した住宅が持ち家であった方
- (5) 市区町村民税、固定資産税、都市計画税の未納がない方

2. 支援制度の概要（裏面も参照願います）

名称	概要	補助上限額
① 住宅取得 (取得補助)	金融機関から資金を借入せずに住宅を取得した方に、住宅の取得に要した経費について補助するもの。	250万円
② 住宅・土地取得 (取得補助・利子相当額補助)	金融機関から資金を借り入れて住宅・土地を取得した方に、住宅の取得に要した経費および借入にかかる利子相当額を補助するもの。	708万円
がけ地近接等危険住宅移転事業の ⑤ 遡及適用 住宅・土地取得 (取得補助・利子相当額補助)	浦戸寒風沢・桂島の一部が災害危険区域に指定される前に同地区から市内の他の地区に移転した方に、②と同様の補助を行うもの。	708万円

※③住宅補修（補助）、④住宅補修（補修補助・利子相当額補助）は申請受付を終了しております。

※被災者生活再建支援金加算支援金を控除したものを補助対象経費とします。

※宅地のかさ上げ工事などの補助制度である宅地防災対策支援事業と併用できます。

3. 申請に必要な書類

NO	申請必要書類	①	②・⑤
1	補助金交付申請書	●	●
2	り災証明書	●	●
3	住宅の建設・購入に係る契約書及び領収書の写し	●	●
4	住宅用地の購入に係る契約書及び領収書の写し		●
5	金銭消費貸借契約書の写し		●
6	償還予定表の写し		●
7	不動産登記全部事項証明書	●	●
8	建設物の概要が分かる書類（配置図・平面図等）	●	●

※●が申請に必要な資料を表しています。上記以外の資料提出を求める場合もあります。

4. 窓口での相談・申請、電話でのお問い合わせ

○相談・申請時間	10:00~15:00
○相談・申請場所	吉番館 1階生活福祉課窓口(塩竈市本町 1-1)
○電話番号	022-364-1131

相談・申請は
電話予約を！

※ご予約がない場合は、
お待ちいただく場合
がございます。



支援制度の内容

① 住宅取得（補助）

【申請期限：令和3年3月31日】

対象となる方	金融機関から資金を借り入れせずに住宅を取得した方
補助対象経費	住宅の取得に要した経費から被災者生活再建支援金加算支援金を控除した額
補助率	1/10
上限額	250万円

イメージ①

複数世帯の方が金融機関から資金を借り入れせずに2,700万円ですべて住宅を取得した場合



② 住宅・土地取得（取得補助および利子相当額補助）

【申請期限：令和3年3月31日】

※支援制度概要⑤がけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用 住宅・土地取得も同様の支援制度

対象となる方	金融機関から資金を借り入れて、住宅・土地を取得した方
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の取得に要した経費から被災者生活再建支援金加算支援金を控除した額 住宅の取得のために金融機関から資金を借り入れた額から被災者生活再建支援金加算支援金および上記①補助額を控除した額の利子相当額 土地の取得のために金融機関から資金を借り入れた利子相当額
補助率	住宅取得分のみ 1/10
上限額	708万円（住宅取得補助 250万円 住宅取得利子相当額補助 194万円 土地取得利子相当額補助 264万円）※上限額はがけ地近接等危険住宅移転事業の国基準と同額

イメージ②

複数世帯の方が住宅を2,700万円、土地を2,000万円で取得を行い、全額を金融機関から借入し、利子が住宅分で360万円、土地分で270万円である場合。

